

佐賀県警察再被害防止要綱の制定について（例規）

平成13年9月25日

佐本捜一発第1152号／佐本捜二発第386号／佐本務発第1061号／佐本生企発第706号／佐本  
交企発第200号／佐本備一発第161号

改正 平成19年7月佐本刑企発第132号・佐本務発第584号・佐本生企発第309号・佐本交企  
発第84号・佐本備一発第73号、23年3月佐本企発第102号、28年3月佐本務発第252号  
再被

◎ 概要

本要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。